

厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)

分担研究報告書

労働災害防止対策の推進とESG投資の活用に資する調査研究
安全衛生とESG・SDGsに関する法令文献レビュー

研究協力者 三柴 丈典 近畿大学法学部 教授

研究代表者 永田 智久 産業医科大学産業生態科学研究所 准教授

研究要旨:

本研究では、諸外国の法令を調査するにあたり、本格的な法令レビューを実施するか否かを判断するために、feasibility studyを実施することを目的とした(2020年度)。また、その結果を参考にし、研究者によるハンドサーチにより追加的に法令検索を行った(2022年度)。

英米法の収載が多いデータベースであるLexisを用いて、安全衛生とSDGs/ESG/CSR等とを満たす法令をfeasibility studyとして2021年1月15日～2021年2月1日に検索を行った。また、2020年度以降に発行された法令の有無を確認するため、研究協力者がLexisの法令データベースを用いて、米国、英国を対象国とし、occupational、health、safety、ESGをキーワードとして法令検索を行った。

Feasibility studyの結果、安全衛生を含んだ検索数で最多は「安全衛生×CSR」であり、法令及び法律(Statutes and Legislation)で775件、次いで「安全衛生×ESG」で219件であった。キーワードの前後の文脈をともに、本研究の目的に合致する法令を探索した。その結果、該当する法令を見つけることができなかった。一方で、2022年度に研究者によるハンドサーチにより法令を追加的に検索した結果、いくつかの文献がヒットした。ESG/CSRの分野における世界的な動きが加速してきている可能性が示唆された。

法令で規制が設けられていた内容は、主に情報開示、デューディリジェンスなどについてであった。

研究協力者

レクシスネクシス・ジャパン株式会社

A. 目的

労働者の安全衛生対策を積極的に取り組み、高い水準を維持・改善している企業が社会的に評価される仕組みを構築し、企業の更なる自主的取組を促進していく必要がある。

「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)に示されている、環境・社会・ガバナンス投資(以下、「ESG投資」という。)について、諸外国の法令を調査することを目的とする。本研究では、諸外国の法令を調査するにあたり、本格的な法令レビューを実施するか否かを判断するために、feasibility studyを実施することを目的とした(2020年度)。また、その結果を参考にし、研究者によるハンドサーチにより追加的に法令検索を行った(2022年度)。

B. 方法

Feasibility study (2020年度)

検索データベース：

ESG投資に関して、EU諸国や米国で取り組みが先行していることを考慮し、英米法の収載が多いLexis(旧Lexis Advance)を用いた。(注：2020年9月にLexis advanceからLexisに名称変更)

検索キーワードの選定：

研究代表者(永田智久)と法令の専門家である研究協力者(三柴丈典)とで協議を行い、本研究の目的に合致するよう、

以下の条件のいずれも満たす法令とした。

- ・安全衛生
- ・SDGs/ESG/CSR(corporate social responsibility)/SRI(social responsibility investment)

検索担当者：

レクシスネクシス・ジャパン株式会社

検索方法：

データベースにキーワードを入力し、すべての法カテゴリ、すべての地域に設定し、検索を行った。検索結果の集計を行い、関連度の高い順に検索結果を表示した。

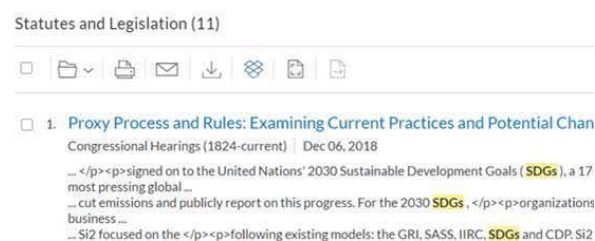
検索期間：

2021年1月15日～2021年2月1日

レビュー方法：

検索結果から、検索キーワードにヒットした単語の前後から関連の有無を判断した。(図1)

図1. 検索結果の具体例



検索数が多い場合は、“Status and Legislation”を中心に約40ドキュメントをランダムに選択し、本研究の目的に合

致する法令の有無について検討した。

ハンドサーチ(2022年度)

2020年度以降に発行された法令の有無を確認するため、研究協力者（三柴丈典）がLexisの法令データベースを用いて法令検索を行った。

検索キーワード：

- 1) occupational+health+safety+ESG
- 2) ESG Program+Health+Safety

対象国：米国、英国

C. 結果

Feasibility study (2020年度)

検索キーワードを図2に示す。法令はすべての法カテゴリを選択した。安全衛生は、health, safetyとともに、hygieneも含め広く検索を行った。ESG投資関連については、SDGs, ESG, CSR, SRIとともに、CSR関連報告書の開示ガイドラインを発行しているGRI、また、会計基準も含め広く検討するためにIFRS (International Financial Reporting Standards：国際会計基準)を含めた。

検索数を表1に示す。安全衛生を含んだ検索数で最多は「安全衛生×CSR」であり、法令及び法律(Statutes and Legislation)で775件、次いで「安全衛生×ESG」で219件であった。

検索キーワードの前後の文脈から関連性を判断した結果、本研究の目的に合致

する法令をみつけることができなかった。
ハンドサーチ(2022年度)

1. 米国

88件の文献がヒットした。ESGのみでなく、SGDs、CSRと法律の関係に触れる文献もヒットした。

(1) Secondary Materials (論文、報告書などの第2次文献)のカテゴリ

1) Environmental Law 2022 BANK OF AMERICA CLIMATE CHANGE AND ESG REPORTS; Environmental Law 2022 CHEVRON CLIMATE CHANGE AND ESG REPORTS

・環境法の領域の文献として、Bank of America、Chevronなどの企業のESGレポートで、Occupational Health and Safetyを重視してきたことを示す記述を認めた。

2) George S. Georgiev, The Human Capital Management Movement in U.S. Corporate Law, 95 Tul. L. Rev. 639

・企業法領域の文献として、投資先の適格指標に、労使関係や労働安全衛生の項目があることを示す記載を認めた。

3) S.J. ROMBOULTS * & A.J.F. LAFARRE, FUNDAMENTAL LABOUR STANDARDS AND CORPORATE SUSTAINABILITY: AN ANALYSIS OF THE REGULATORY FRAMEWORK OF CORE WORKERS' RIGHTS AND ITS INTEGRATION IN CONTEMPORARY INTERNATIONAL

BUSINESS PRACTICE, 15
Intercultural Hum. Rts. L. Rev. 1

・SDGsが相当程度、労働問題に触れていることを述べたうえで、そのTarget 8.8が特に移民である労働者（特に女性）の諸権利と共に、労働安全衛生の保護を含んでいることを示す記載を認めた。

4) Stavros Gadinis* Amelia Miazad ,
Corporate Law and Social Risk, 73
Vand. L. Rev. 1401

以下の記載を認めた。

In this Part, as well as Part III below, we develop our argument that ESG gathers information from stakeholders to help companies mitigate risks. We start by situating ESG as an effort by companies to self-regulate their conduct, and compare it to compliance, the only other corporate function enshrined by law to rein in corporate misconduct. We first explain why these two functions are comparable, and then explain why ESG is more effective as a tool for risk mitigation compared to compliance. In Section II.A, we argue that ESG has a wider scope than compliance, providing the board with information about problems that might not have otherwise reached it in time. In Section II.B, we show that, even when compliance and ESG target the same value, such as gender in the

workforce, ESG's aperture is much wider. In Section II.C, we show how ESG can flag problems with company practices before the law instigates a formal prohibition. In Part III, we argue that ESG encourages stakeholders to share information with management rather than withhold it.

（研究者仮訳）

このパートと以下のパート III では、ESG が利害関係者から情報を収集して、企業のリスク低減を支援するという主張を展開します。私たちはまず、ESG を企業が自らの行動の自主規制のための取り組みとして位置付け、それをコンプライアンスと比較します。コンプライアンスは、企業の不正行為を抑制するためのESG以外では唯一の法的根拠を持つ企業機能です。最初に、これら 2 つの機能が比較可能な理由を説明し、次に、リスク低減のツールとして、ESG がコンプライアンスより効果的である理由を説明します。セクション II.A では、ESG がコンプライアンスよりも広い適用範囲を持ち、他の方法では手の届かなかった問題に関する情報を取締役会に提供することを述べます。セクション II.B では、従業員のジェンダーなど、コンプライアンスと ESG が同じ目標を設定している場合でも、ESG の影響範囲がはるかに広いことを示します。セクション II.C では、法律が規制をかける前段階で、ESG が企

業慣行の問題に警鐘をならし得ることを示します。パート III では、ESG が、利害関係者が情報を秘匿するより経営陣と共有するよう奨励していると主張します。

→ESG > コンプライアンスの視点で、ESGを礼賛。

A. Law-Driven Compliance Compared to Stakeholder-Driven Sustainability: An Overview

Before the arrival of ESG, risk mitigation played a very limited role in corporate governance. Instead of constraining risk-taking, corporate doctrine is designed to encourage it, offering tools like entity partitioning or shielding management under the business judgment rule if investments turn sour. 122As the conventional saying goes, the higher the risk, the higher the return. 123Well aware of the need to curb corporate risk-taking, policymakers have enacted various regulations. 124As companies developed into huge organizations with [*1428] hundreds or thousands of employees, however, ascertaining liability for legal violations became increasingly difficult.

(研究者仮訳)

A. 法律主導のコンプライアンスと利害関係者主導のサステナビリティの比較: 概観

ESG の登場前は、リスク管理は企業統治上あまり重視されていませんでした。企業哲学（基本的運営方針）は、リスクテイクを制限するより奨励するように設計されており、投資が悪化すれば、事業体の分割、事業決定ルール下での運営保護など、何とか事業運営を維持する方策が提供されてきました。ことわざにあるように、リスクが高いほどリターンは高くなります。政策立案者は、企業のリスクテイクを抑制する必要を認め、さまざまな規制を策定してきました¹²⁴⁾。しかし、企業が [*1428] 数百～数千人の従業員を抱える巨大な組織に発展するにつれて、法律違反の責任の所在を確定することが困難になって来ました。

*124

For examples of regulations, see Occupational Safety and Health Act of 1970, 29 U.S.C. §§651-678 (2012), which ensures work environments free of hazards, and Fair Packaging and Labeling Act, 15 U.S.C. §§1451-1461 (2012), which prevents deceptive packaging or labeling of consumer products.

規制の好例として、危険源のない労働環境の確保を図る1970年労働安全衛生法や、

商品に虚偽・誇大な包装やラベルを貼ることを禁じる2012年公正包装・ラベリング法が挙げられる。

5) Kevin O'Callaghan, CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY: A FRAMEWORK FOR UNDERSTANDING THE LEGAL STRUCTURE, 57 Rocky Mt. Min. L. Inst. 17A-1 2011

・CSRという概念が、企業への社会の幅広い期待を意味し、環境破壊する天然資源開発企業への金融や投資の抑制を促すことなどを通じて、企業のリスク低減を促進する効果を持つこと、元々は自発性を基本とする概念だが、そのいくつかの側面が法や実務に取り込まれてきていること等を述べている。

・その上で、①ILO、国連、OECDの憲章、条約のほか、②国際レベルのガイドライン、③IFC-PSのような国際レベルの財務に関する責務規定、④ISOのような国際レベルの自主規格などを挙げ、このうち③に属する世界銀行の環境、安全衛生ガイドライン (World Bank Environmental, Health, and Safety (EHS) Guidelines (2007))では、環境のほか、労働安全衛生も重要な構成要素であることが示されている。

・また、サンプルとして南アフリカとペルーの国内法が取り上げられ、各国の法事情を踏まえないと、国際的なCSR戦略

は奏功しないと記されている。両国では、炭鉱産業がGDPや税収（法人税）の大きなウェイトを占めているが、たとえば、両国共に、国内法で、天然資源が地域社会、国民にあまねく分配されるように配慮されている。両国では、労働安全衛生法を含む労働関係法も、地域社会への貢献という趣旨で捉えられているという。

6) James M. Auslander, Andrew C. Sifton, Ryan J. Carra, Nicole B. Weinstein, Lauren A. Hopkins and Ashley Campfield, 2022 GTDT: Environment United States

*Jamesらがまとめた、USの2022年の環境規制の動向

・現段階で、USには、ESG報告（ESGのスキームに基づく検証とその結果の報告）を求める包括的な制度はなく、その実施は利害関係者の自主的取り組みに委ねられてきたが、

イ SEC（アメリカ証券取引委員会）の人的資源管理に関する開示ルール、
ロ カリフォルニア州の2015年サプライチェーンの透明化に関する法律（2015 Transparency in Supply Chains Act）のように、特定分野で、ESG報告の社会的側面を図るような規制が出てきているという。

・また、気候関係の状況の情報開示から始め、ESG報告の法的義務化の動きが進んでいるという。気候関係の情報開示に

については、SECの委員長が関係規則案の公表についてアナウンスし、議会（Congress）は、より広い範囲のESG報告の法的義務化について検討しているという。

（2） Legislation and Statute（法令、制定法に関する第1次文献）のカテゴリ

- ・カリフォルニア州のCal Health & Saf Code § 50899.3 がヒットした。
- ・住宅の確保に関する補助政策について、連邦のESG計画を援用する規定を認めた。

2. 英国

（1） Secondary Materials（論文、報告書などの第2次文献）のカテゴリ

26件の文献がヒットした。ESGのみでなく、SGDs、CSRと法律の関係に触れる文献もヒットした。もともと、英国でも、法的に労働安全衛生に関するESG計画を一般的に義務づける動きを示す情報は見当たらなかった。

1) Liam Naidoo Kevin O'Connor, ABC meets ESG, 172 NLJ 7999, p15

- ・ESGとABC（Activity Based Costing：活動基準原価計算。企業の業績回復手法として、伝統的な粗利益の増大と組織維持費の削減にこだわらず、その企業にとっての問題を抽出して改善を図ろうとするもの）の関係性に注目し、両者の規制の統合の可能性を探った論考。両者とも

に、「はしの上げ下げを細かく定める」prescriptiveな規制より、実態に応じ、第三者のリスクへの対応を狙った規制である／が必要である点で共通するが、ABCに関する規制にそのままESGに関する規制を統合するには種々の問題があるという。

ESGは、既に取締役会での議論や企業戦略の鍵となっているが、企業に対するESGにかかる規制が、新たな情報開示義務やデュー・ディリジェンス（企業による人権配慮等）義務の形で、EUでの規制（案）が生じており（the EU Corporate Sustainability Reporting Directiveや、proposed EU Corporate Sustainability Due Diligence Directive）、UK、フランス、オーストラリア、ドイツなどが同様の規制を採用しているという。

このうちデュー・ディリジェンス指令案は、企業や子会社の事業、およびバリュー・チェーン全体（サプライヤーのみに限定されない）における人権および環境への悪影響を特定、防止、および軽減することを求めているという（*ここには、労働安全衛生への配慮も含まれている可能性がある）。

・なお、本稿は、ABC規制とESG規制は、企業に非規範的な形で（prescriptiveではない形で）、実態に応じたリスク管理を行わせる点で共通しており、これはUKで何十年も採用されてきた労働安全衛生に関する非規範的なアプローチとも共通する

と指摘している。

2) Taskin Iqbal, Andrew Keay, An evaluation of sustainability in large British companies, CLWR 48 1-2 (39)

・制約メーカーであるアストラゼネカ等、複数の企業がSDGsに沿って策定した行動規範等を詳解しているが、法的な義務づけの動きには触れていない。

(2) Legislation and Statute (法令、制定法に関する第1次文献) のカテゴリ

18件の情報がヒットした(全てが法令情報とは限らない)。その多くは、ESGそのものというより、企業(特にIT等のサービス提供者)の財政面での持続性(financial sustainability)に触れたものだった。

代表例として、Regulation and Inspection of Social Care (Wales) Act 2016 (2016 anaw 2)、Tertiary Education and Research (Wales) Act 2022 (2022 asc 1)が挙げられる。

D. 考察

英米法の収載が多いデータベースである Lexis を用いて、安全衛生とSDGs/ESG/CSR等とを満たす法令を2020年度にfeasibility studyとして検索した結果、該当する法令を見つけることができなかった。一方で、2022年度に研究者によるハンドサーチにより法令を追加的に検索した結果、いくつかの文献が

ヒットした。ESG/CSRの分野における世界的な動きが加速してきている可能性が示唆された。

企業法の分野では、コンプライアンスより、ESGなどによる自主管理の動きを推奨する流れが形成されようとしているように見受けられた。米国では、ESG、SGDs、CSR等の枠組みをそのまま立法化してはいなかったが、環境法、企業法の専門家から、既存の法的コンプライアンスを超えた適用範囲、メリットを持つものとして注目され、積極的に法制化/導入すべきとの見解も認めた。また、国際的な条約レベルから国内法に至るまで、これらの概念のある側面を立法化した例は見られるとの分析があった。この意味では、日本の安衛法第28条の2なども、法定外のリスクを広く捉える規定として、そうした流れの一環と捉えることも可能だろう。

(労働安全衛生法第28条の2

1項 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等(第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。)を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を

講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。）

以上の通り、米国でも英国でも、ESGは企業統治上、一定の位置づけを占めるようになってきているが、基本的には自主的取り組みに委ねられている。しかし、米国の証券取引委員会やカリフォルニア州の規制の一部、EU指令やそれに倣った英国の国内規制の一部が、情報開示、デューデリジェンスなどについて、法的規制を設けたり、模索するようになってきている。近年、証券取引委員会での気候関係の情報開示のルール化の動きを端緒として、ESG報告の法的義務化の動きが少しずつ進んでいる。また、ESG的な非規範的なリスク管理の要素を持つ規制は、各国において採用されるようになってきており、英国の労働安全衛生法などは、元よりそうした規制を設けてきていた。なお、ESGの法的規制に際しては、各国独自の法文化の考慮が必要であることを指摘する論考もある。

CSRの活動を評価し、その活動が優良

な企業に対する投資を促す社会的責任投資（SRI）やESG投資として、CSRやESGが投資と結びついて広がっている。投資においては共通の基盤のもとで財務情報を開示することが法令で整備されている。たとえば、金融商品取引所（証券取引所）に株式公開している会社等是有価証券報告書を事業年度毎に作成し、外部へ開示することが金融商品取引法（第24条）で規定されている。最近では、財務情報のみでなく、CSRやESGの活動を含む非財務情報も統合して報告する、統合報告書の発行が推進されている。今後、企業の開示情報に関して、法令により開示内容を規定する国が出現する可能性もある。IFRS（International Financial Reporting Standards：国際会計基準）がESGの活動内容を会計基準にどう組み込むかについて検討が始まっており、その動向も注目すべきである。

E. 結論

英米法の収載が多いデータベースであるLexisを用いて、安全衛生とSDGs/ESG/CSR等とを満たす法令を2020年度にfeasibility studyとして検索した結果、該当する法令を見つけることができなかった。一方で、2022年度に研究者によるハンドサーチにより法令を追加的に検索した結果、いくつかの文献がヒットした。ESG/CSRの分野における世界的な動きが加速してきている可能性が

示唆された。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

I. 引用・参考文献

なし

図 2. 検索キーワード

| 法令 | 安全衛生 | SDGs / ESG / CSR / SRI | IFRS |
|--------------|-------------------|---|---|
| act | health | SDGs | IFRS |
| code | safety | Sustainable Development Goals | International Financial Reporting Standards |
| constitution | health AND safety | 17 goals | |
| convention | sanitaiton | 169 targets | |
| direction | hygiene | ESG | |
| guidance | | Environment Social Governance | |
| guideline | | (negative OR exclusionary) AND screening | |
| imperative | | (positive OR best) AND screening | |
| instruction | | Norms-based screening | |
| juris* | | ESG integration | |
| law | | Sustainability-themed investing | |
| legal | | (impact OR community) AND investing | |
| legislation | | Corporate engagement and shareholder action | |
| obligat* | | CSR | |
| ordinance | | Corporate Social Responsibility | |
| practice | | ISO 26000 | |
| principle | | SRI | |
| regulation | | Socially Responsible Investment | |
| regulatory | | GRI | |
| rule | | Global Reporting Initiative | |
| sound | | | |
| statute | | | |

表 1. 検索数

| カテゴリ | 安全衛生× SDGs | 安全衛生×ESG | 安全衛生× SDGs×IFRS | 安全衛生×ESG ×IFRS | SDGs×GRI | ESG×GRI | 安全衛生×CSR |
|----------|---------------|----------|--------------------|-------------------|----------|---------|----------|
| 法令及び法律 | 11 | 219 | 0 | 19 | 1 | 491 | 775 |
| 二次材料 | 63 | 161 | 0 | 5 | 17 | 133 | 765 |
| 管理資料 | 14 | 149 | 1 | 2 | 7 | 142 | 648 |
| 訴状および動議 | 75 | 509 | 16 | 49 | 33 | 410 | 8,869 |
| 登録コード、規制 | 4 | 176 | 0 | 1 | 0 | 3 | 2,015 |
| ニュース | 3 | 3,329 | 53 | 771 | 1,612 | 5,033 | 9,831 |
| ディレクトリ | 173 | 391 | 3 | 7 | 192 | 407 | 995 |
| 科学関連 | 226 | 106 | 1 | 4 | 114 | 131 | 1,04 |

カテゴリの詳細は図 3 を参照のこと

図3. 検索カテゴリの詳細

| | |
|------------------|---------------------|
| 法令及び法律 | コード |
| | ビルテキスト |
| | 請求書の追跡 |
| | 議会記録 |
| | 憲法 |
| | 裁判所命令 |
| | 裁判所の規則 |
| | 立法史 |
| | モデル法と統一法 |
| | 市町村コード |
| | 公法 / ALS |
| 二次材料 | 条約 |
| | 論文、実践ガイド、法学 |
| | 専門家の分析と新たな問題 |
| | 税務慣行の洞察 |
| | 50州の調査 |
| | ローレビューとジャーナル |
| | 再述 |
| | 辞書 |
| | CLE学習教材コース |
| | 法的トピックの要約 |
| 参照指数 | |
| 管理資料 | 仲裁人の経歴(労働と雇用) |
| | 商事仲裁規則および調停手続き(AAA) |
| | AAA雇用仲裁規則と調停手続き |
| | 労働と雇用の仲裁 |
| | 証券仲裁手続きマニュアル |
| | 紛争解決ジャーナル(AAA) |
| | 紛争解決インターナショナル(IBA) |
| 国際商事仲裁慣行:21世紀の展望 | |
| 訴状および動議 | ブリーフ |
| | 訴え |
| | 動向 |
| | その他の裁判所文書 |
| ニュース | 米国の州 |
| | 地域別の米国 |
| | 国別インターナショナル |
| | 地域別インターナショナル |
| 登録コード、規制 | 管理コード |
| | 登録 |
| | 規制テキスト |
| | 規制の追跡 |
| ディレクトリ | 弁護士ディレクトリ |
| | ビジネスリーダーディレクトリ |
| | 専門家証人ディレクトリ |
| | 政府の公式ディレクトリ |
| | 裁判官のディレクトリ |
| | 報道価値のある人のディレクトリ |
| 科学関連 | 科学者ディレクトリ |
| | 医学的参考文献 |
| | 科学出版物 |